

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2 前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。</p> <p>一 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</p> <p>二 国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則</p> <p>三 国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則</p> <p>四 国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則</p> <p>3 第1項各号の一に該当し、特定の教育・研究分野等又は特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。</p> <p>一 国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則</p> <p>二 国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則</p> <p>三 国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則</p> <p>四 国立大学法人東京農工大学における「コビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業に従事する職員就業規則</p> <p>五 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則</p> <p>六 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりIT エンジニア育成プログ</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>一 省略(現行どおり)</p> <p>二 国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則</p> <p>三 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則</p> <p>四 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりIT エンジニア育成プログ</p>	

<p>ラム」事業に従事する職員就業規則</p> <p>七 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則</p> <p>八 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則</p> <p>4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。</p> <p>第5条～第13条 省略</p> <p>(休職)</p> <p>第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。</p> <p>一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合</p> <p>三 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合</p> <p>四 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合</p> <p>五 労働組合業務に専従する場合</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。</p> <p>2 教育職員に関して前項第4号及び6号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>3 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。</p> <p>第15条～第63条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>ラム」事業に従事する職員就業規則</p> <p>五 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則</p> <p>六 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>第5条～第13条 省略</p> <p>(休職)</p> <p>第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。</p> <p>一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合</p> <p>二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合</p> <p>三 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合</p> <p>四 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合</p> <p>五 労働組合業務に専従する場合</p> <p>六 <u>大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合</u></p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。</p> <p>2 教育職員に関して前項第4号、<u>6号及び7号</u>を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第15条～第63条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略</p>	
---	--	--

附 則 (2 2 経教規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。